

「声明」

「被災者生活再建支援法」改正を歓迎するとともに、 阪神・淡路大震災被災者への特例措置を求める

阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議

神戸市中央区栄町通3丁目6-7大栄ビル10階

TEL 078-335-3770

2007年11月9日に「被災者生活再建支援法」を、住宅本体再建に適用するとともに、年齢・年収制限撤廃し、2007年度発生 of 自然災害（特定4災害）に適用などを盛り込んで改正されました。

住宅本体再建適用は、阪神・淡路大震災発生直後から被災者、被災地の強い要求が実現したものであり、最高支給金額が300万円と低さ、店舗再建、半壊不適用など問題点はあるものの、大きな前進として歓迎するものです。

とりわけ「住宅本体再建支援は個人資産形成であり、我が国の制度に馴染まない」と拒否し続けてきた「政府の壁」「国の仕組み」を阪神から声を上げ、12年余にわたるねばり強い運動と、その後に発生した全国各地の自然災害被災者などとの連帯した運動と、国民世論の盛り上がりによって打ち破る画期的な成果といえるものです。

しかしながら、支援法は改正されても阪神・淡路大震災被災者への遡及適用はもとより新たな支援拡充策など一切なく、無情であり極めて遺憾と言えるものです。

「あのときにこの制度があったなら、不幸な倒産も、自己破産も、自殺もなく、これほどの苦しみを味わうことなく、営業再建も、住み慣れた元のまちで暮らし再建も、もっと展望を持った暮らしもできたはずだ」と語る被災者の思いを受け止めなければなりません。

阪神・淡路大震災被災者への遡及適用を求める声は依然大きく、強いものがあり、改めて時の政府、自治体の冷たい施策、無情さに怒りを覚えます。

阪神・淡路大震災発生からやがて13年、直後に現金の直接給付がなかったが為に、いま、なお、多くの被災者が高齢化が進む中で、各種融資、ローン返済の行き詰まり、家賃支払い困難による災害公営住宅からの追い出し、不便な災害公営住宅暮らしなどなど、生活再建途上でもがき、苦しみが続いています。

こうした事態の多くは、政府、自治体のインフラ重視、鉄とコンクリートによるまち作りなど歪んだ復興施策に起因し、被災者支援策の不十分さがもたしたものであり、新たな対応策拡充、強化が求められています。

今回の「被災者生活再建支援法」改正に伴って、適用されない以前の自然災害被災者への救済策として、阪神・淡路大震災被災者には、各種融資、ローンなどの返済における免除措置などの拡大をはじめ、被災者の暮らし再建へ各種の特例措置実現を強く求めます。

私たちは引き続き、支給金額の大幅な引き上げ、店舗再建、半壊世帯への適用など被災者生活再建支援法の一層の充実を求め、世界一自然災害が集中する日本列島で、安全で安心して暮らし続けられる制度実現を求めて、全国の仲間と連帯し、引き続き運動の発展、強化に努めます。

以上